

平成 30 年 6 月市議会定例会提出案件

提出案件 13 件	議案 6 件	条例案件 3 件 単行案件 3 件	報告案件 6 件	承認案件 1 件
-----------	--------	----------------------	----------	----------

I 条例案件

- 1 会津若松市税条例等の一部を改正する条例
- 2 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市市民スポーツ施設条例の一部を改正する条例

II 単行案件

- 1 財産の取得について
- 2 城北小学校校舎北東棟改築工事請負契約の一部変更について
- 3 財産の取得について

III 報告案件

- 1 平成 29 年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 2 平成 29 年度会津若松市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 3 平成 29 年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について
- 4 平成 29 年度会津若松市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 5 平成 29 年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 平成 29 年度会津若松市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

IV 承認案件

- 1 会津若松市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

I 条例案件

1 会津若松市税条例等の一部を改正する条例

この案件は、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 個人市民税関係

① 改正内容

ア 個人市民税の非課税措置の対象となる者に係る前年の合計所得金額等を10万円引き上げることとした。

イ 個人市民税の所得控除及び調整控除の適用の対象となる者に係る前年の合計所得金額を2,500万円以下とすることとした。

ウ 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした。

② 施行期日

ウは平成31年1月1日から、ア及びイは平成33年1月1日から施行することとした。

(2) 法人市民税関係

① 改正内容

ア 内国法人が合算課税の適用を受ける場合に、当該内国法人の外国関係会社に対して課された法人住民税の額のうち合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額のうち、当該内国法人の法人税、地方法人税及び法人県民税の額から控除しきれなかった金額を、法人市民税の額から控除することとした。

イ 特定法人である内国法人が法人市民税を申告する場合は、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により行わなければならないこととした。

ウ 法人市民税の申告後に減額更正があり、その後に増額更正等があった場合の延滞金の算定の基礎となる期間から一定の期間を控除することとした。

② 施行期日

ア及びウは公布の日から、イは平成32年4月1日から施行することとした。

(3) 固定資産税関係

① 改正内容

ア 水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、本市の特例割合を変更することとした。

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、出力区分に応じ、本市の特例割合を変更することとした。

- ウ 中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に同法に規定する計画に従って取得した先端設備等に該当する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度間、本市の特例割合を零とすることとした。
- エ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち主として実演芸術の公演の用に供する施設について、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に同法に規定する基準に適合する改修工事を行った場合に、当該改修工事が完了した年の翌年度分から 2 年度間における当該施設に係る固定資産税の減額措置を受けるための申告事項について定めることとした。
- オ 平成 31 年度分又は平成 32 年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、修正前の価格を修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした。
- カ 宅地等の保有及び取得に係る特別土地保有税の課税の特例措置を平成 32 年度まで延長することとした。

② 施行期日

ア、イ、エ、オ及びカは公布の日から、ウは生産性向上特別措置法の施行の日から施行することとした。

(4) 市たばこ税関係

① 改正内容

- ア 市たばこ税の税率を段階的に（平成 30 年 10 月 1 日以降、平成 32 年 10 月 1 日以降及び平成 33 年 10 月 1 日以降）引き上げることとした。
- イ 製造たばこの区分として、加熱式たばこの区分を設けることとした。
- ウ 加熱式たばこの課税標準を一定の方法により紙巻たばこの本数に換算した本数の合計数とすることとし、当該換算方法を段階的に（平成 30 年 10 月 1 日以降、平成 31 年 10 月 1 日以降、平成 32 年 10 月 1 日以降、平成 33 年 10 月 1 日以降及び平成 34 年 10 月 1 日以降）導入することとした。
- エ 市たばこ税の税率の引上げ日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する小売販売業者等に対し、手持品課税（税率の引上げ分に相当する課税）を行うこととした。
- オ 紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率の経過措置について、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の税率を平成 31 年 9 月 30 日まで適用を延長することとした。

② 施行期日

平成 30 年 10 月 1 日から（段階的に）施行することとした。

2 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 国民健康保険税（基礎課税分）の課税限度額を引き上げることとした。
- ② 応益割の5割軽減及び2割軽減に係る所得判定基準額を引き上げ、国民健康保険税の軽減の対象世帯を拡大することとした。
- ③ 特例対象被保険者等に係る申告規定について、必要な条文の整備を行うこととした。

(2) 施行期日等

公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用することとした。

3 会津若松市市民スポーツ施設条例の一部を改正する条例

この案件は、会津若松市コミュニティプールについて、河東学園中学校の教育課程に基づく授業等の利用に供するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

会津若松市コミュニティプールの一般利用者の供用時間から、河東学園中学校の教育課程に基づく授業、課外活動等のために利用する時間を除くこととした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

II 単行案件

1 財産の取得について

この案件は、消防団に配備するため、消防ポンプ自動車を取得しようとするものです。

- (1) 取得物件
消防ポンプ自動車 1台
- (2) 取得金額
19,656,000円
- (3) 取得の方法
指名競争入札
- (4) 取得の相手方
会津若松市材木町一丁目10番22号
株式会社ホシノ

2 城北小学校校舎北東棟改築工事請負契約の一部変更について

この案件は、さきに議決を経た城北小学校校舎北東棟改築工事請負契約について、その一部を変更しようとするものです。

- (1) 工事名
城北小学校校舎北東棟改築工事
- (2) 契約金額
変更前 424,578,240円
変更後 428,052,600円

3 財産の取得について

この案件は、小学校に配置するため、電子黒板機能付きプロジェクター等を取得しようとするものです。

(1) 取得物件

- ① 超短焦点プロジェクター 84 台
- ② インタラクティブホワイトボード 84 台

(2) 取得金額

26,807,760 円

(3) 取得の方法

指名競争入札

(4) 取得の相手方

会津若松市町北町大字上荒久田字崖下 74 番地の 1
有限会社ピー・エス・シー

Ⅲ 報告案件

1 平成 29 年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た待機児童解消加速化プラン関連事業等について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

2 平成 29 年度会津若松市一般会計事故繰越し繰越計算書について

この案件は、飲料水対策事業について、事故繰越しの措置を講じたことに伴い、事故繰越し繰越計算書を調製したので報告するものです。

3 平成 29 年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について

この案件は、平成 29 年度会津若松市水道事業会計予算の繰越しについて、予算繰越計算書を調製したので報告するものです。

4 平成 29 年度会津若松市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た建設改良事業について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

5 平成 29 年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た扇町土地区画整理事業等について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

6 平成 29 年度会津若松市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た農業集落排水事業について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

IV 承認案件

1 会津若松市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

この案件は、地方税法の一部改正に伴い、所要の措置を講じたことについて、その承認を求めようとするものです。